

中国商標法 第4次改正

—悪意の商標出願への規制、商標権の保護の強化

北京再言商標代理有限公司
商標代理人 馬 彦華

第1 はじめに

中国商標法は、1983年に施行して4回目の改正を迎えた。第4次改正案は、2019年4月23日に全国人民代表大会常務委員会第10次会議において可決され、2019年11月1日より施行されている。今回の改正は、商標出願量が膨大である現状において、悪意の商標出願を規制し、商標権の保護を強化することを目的としている。

●商標出願の現況

中国における商標出願は2010年に件数が100万件を超えて以来、年々に出願件数が増えている。2010年から2017年までの出願件数については、次の統計データ（中華商標協会編集『2018中国商標年鑑』による）をご参照いただく。

（単位：件）

年度	国内	国外	マドリッド経由	合計
2010	973460	67838	30889	1072187
2011	1273827	95831	47127	1416785
2012	1502540	97190	48586	1648316
2013	1733361	95177	53008	1881546
2014	2139973	93284	52101	2285358
2015	2699156	116687	60205	2876048
2016	3526827	112347	52191	3691365
2017	5538980	141951	67244	5748175